《研究ノート》

イギ 独立運動 IJ ス とチ 九一四一一九一八年 エ コ ス 口 ヴァキ ァ

忠 行

林

文を発表する機会をもった。この小論は、オーストリア=ハン独立運動の展開過程と、運動の理念的側面とに光をあてる二論 夏にかけて、連合国政府の一連の公式宣言で承認を受け、一八 独立運動を指導していた マサリック (T. G. Masaryk)、ベネ プスブルク帝国に対する政策が最も重要な意味をもっていた。 立運動のおかれていた国際環境を検討しようとするものである。 対応をとりあげ、その作業をとおして、チェコスロヴァキア独 ガリー帝国および帝国内の諸民族に対するイギリスの大戦中の 影響を与えることになった。筆者はこれまでに、この国外での 年一一月以降のチェコスロヴァキア共和国の国家形成に大きな たちによるチェコスロヴァキア独立運動は、一九一八年春から 次世界大戦中、西欧諸国を中心に展開された亡命政治家 スロヴァキア独立運動を考察する場合、英仏両国のハ

> 研究成果をとりあえず利用し、チェコスロヴァキア問題に焦点 究成果が発表され、 とする。すでに、イギリスの大戦中におけるハプスブルク帝国 応を取りあげ、フランス側のそれは補足的にのみ取り扱うこと していたからである。ただし、本稿ではおもにイギリス側の 新国家独立について承認をうることを、 シュ(E. Beneš)らは、英仏両国をとくに 重視 をあてつつ、筆者なりにイギリスの政策について問題整理を試 おくれている。ここでは、 れている。それに比してフランス側の対応に関する研究は立ち に対する政策に関しては、未刊行政府文書にもとづく多数の研 政策決定過程の細部にわたって明らかにさ おもにイギリスにおけるこれまでの 運動の中心的な課題と Ļ 両 国 カゝ

戦調印までを第三期とする。 ら一九一六年末までを第一期、 て述べることにする。三つの時期は、とりあえず、大戦勃発か ァキア独立運動への対応の変化について、三つの時期に区分し る政治的・軍事的戦略の変化、その結果としてのチェコスロヴ 以下では、戦況の推移、イギリスのハプスブルク帝国に対す 一九一八年春までを第二期、

みることにしたい。

大戦前半期におけるイギリスの政策

間 リーと直接、 要な関心事ではなかった。イギリスは、 !に領土や植民地をめぐる深刻な利害対立が存在したわけでも 大戦前半のイギリスにとって、ハプスブルク帝国の問題は主 戦闘を交えているわけではなかったし、また両国 オーストリアリ ハンガ

拡大の阻止にあった。リスの最優先の課題は、ドイツのヨーロッパ大陸における勢力なかった。イギリスの主要な敵はあくまでドイツであり、イギ

大戦勃発後、イギリス首脳の発言には、小民族への言及がしば「民族性原理(the principle of nationality)」への言及がしばしば聞かれた。たとえば、一九一四年一一月九日、アスキス首相(Herbert H. Asquith)は「ヨーロッパの小民族(the small nationalities of Europe)の権利が争う余地のない基礎のうえにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またにおかれるまで」矛を納めるつもりはないと述べている。またで、とくにハブスブルク帝国内の諸民族を意識したうえでの発言とは考えられない。イギリスはこの時期、明確な東中欧政策言とは考えられない。イギリスはこの時期、明確な東中欧政策言とは考えられない。イギリスはこの時期、明確な東中欧政策言とは考えられない。イギリスはこの時期、明確な東中欧政策言とは考えられない。イギリスはこの時期、明確な東中欧政策

要がある。イギリスは、ドイツ系アメリカ人による宣伝工作に

また、この時期のアメリカにおける宣伝戦にも目を向ける必

能性があることを認める政治家も存在していた。て、このような大幅な領土の割譲が、帝国全体の分解を導く可面的な敗北を前提としなくては実現不可能であった。したがっ面的な敗北を前提としなくては実現不可能であった。したがっしかし、一九一五年および一六年に協商国がイタリア、ルーしかし、一九一五年および一六年に協商国がイタリア、ルー

のこの側面が運動を開始した時期には重要であった。スイスを増加することになる。マサリックらの独立運動にとって、戦争し、戦争が長期化すると、諜報工作や種々の宣伝活動の意義がいずれの側もが戦場で決定的なイニシアチヴを握るのに失敗

で、かれらの寄与するところが少なくなかったからである。 (**) いまできた。 できた。 またその見返りとして、イギリス当局は連合国に協力できた。 またその見返りとして、イギリス当局は連合国に協力にすった。 またその見返りとして、イギリス当局は連合国に協力トリア=ハンガリーの国内情勢に関する情報を入手することがトリア=ハンガリーの国内情勢に関する情報を入手することが

において、「イタリア人、スラヴ人、ルーマニア人、そして チー九一七年一月一〇日、連合国は、ウイルスンの覚書の回答の展開で重要な意味をもつことになる。

された。これらの人々は当初は影響力も少なかったが、その後なグループが、この時期の亡命活動家との接触をとおして形成

ルク帝国の存在に否定的で、

かつ帝国内の被抑圧民族に同情的

エコ=スロヴァキア人(Czecho=Slovaks)が外国の支配から には連合国を何ら拘束するものでもなかったが、少なくともは には連合国を何ら拘束するものでもなかったが、少なくともは このチェコスロヴァキアに関する言及は、イギリス側の草木 たったではなく、フランス側の要求で最後に挿入されたものであった。 このチェコスロヴァキアに関する言及は、イギリス側の草木 にはなく、フランス側の要求で最後に挿入されたものであった。 にはなく、フランス側の要求で最後に挿入されたものであった。 にはなく、フランス側の要求で最後に挿入されたものであった。 にはなく、フランス側の要求で最後に挿入されたものと思われる。

- 単独講和の期待

この見解はロシアとイタリアの政治・軍事情勢が悪化するについまうな戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通してのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通しこのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通しこのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通しこのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通しこのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通しこのような戦況のもとで、戦争の趨勢に関する楽観的な見通していた。一二月に陥落し、またロシアの情勢も不安定さを増していた。一二月に陥落し、またロシアの情勢も不安定さを増していた。一九一六年夏の連合国側の大規模な攻勢は、多大な犠牲にも一九一六年夏の連合国側の大規模な攻勢は、多大な犠牲にも

た。 年一一月に即位した若き皇帝カール(Karl I)への期待もあっ年一一月に即位した若き皇帝カール(Karl I)への期待もあっれて増々有力なものとなる。また、単独講和論の背景には一六

じめている。しかし、単独講和への期待を著しく増幅させるの連邦化を条件とする単独講和案がイギリス外務省で検討されは にはスイスで直接交渉が試みられることになる。 しかし、イギリス側はその後も単独講和構想は捨てず、 このウイーン政府との交渉についてイタリアの同意をうること ものであったのかという点についてさえ明確ではなかったが、 報告を受けた。そもそもこのカールの行動が単独講和を目ざす Lloyd 'George')はこの件につき四月一一日にフランス Poincaré)に宛てた書簡であった。ロイド=ジョージ(David も困難であり、この試み自体は六月に放棄されることになる。 は、三月末にカールがフランス大統領ポワンカレ(Raymond たとえば一九一七年二月には、オーストリア=ハンガ 側 同年末 ij 1 から O

にはロイド=ジョージの有名な演説がなされるが、そこでは明を望みうるにすぎない」と述べている。また翌一八年一月五日を与えた。一九一七年一〇月にロンドンを訪れたベネシュはイを与えた。一九一七年一〇月にロンドンを訪れたベネシュはイを与えた。一九一七年一〇月にロンドンを訪れたベネシュはイを望みうるにすぎない」と述べている。また翌一八年一月二一日ギリスのいかなる公的な約束もえられなかった。一一月二一日ギリスのいかなる公的な約束もえられなかった。一一月二一日ギリスのいかなる公的な約束もえられなかった。一月二一日がいるは常は帝国内諸民族による国外での運動に少なからぬ影響さて、英仏によるこのようなオーストリア=ハンガリーに対さて、英仏によるこのようなオーストリア=ハンガリーに対さて、英仏によるこのようなオーストリア=ハンガリーに対

ではない」と述べられている。ではない」と述べられている。(3)ではない」と述べられている。

限上のようなイギリス首脳の発言は、イギリスが一九一八年 をまで、オーストリア=ハンガリーとの単独講和を放棄せず、 たさせていたことを示している。しかし、注意を要する点は、 たさせていたことを示している。しかし、注意を要する点は、 たさせていたことを示している。しかし、注意を要する点は、 たさせていたことを示している。しかし、注意を要する点は、 たさせていたことを示している。しかし、注意を要する点は、 たさせていた。イギリスはこの交渉の当事者ではなかった が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マサリックが軍の組織化にあたるためロシアに向かったとき、かれの渡 りが軍の組織化にあたるためロシアに向かったとき、かれの渡 が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マサリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マサリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マサリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マサリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡にある。 が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ が、とくにこれらの交渉に異議を唱えた形跡はない。マリッ クが軍の組織化にあたるためロシアに向かったとき、かれの渡 イリスは、必要とあればハブスブルク帝国内の反帝国勢力を利 ギリスは、必要とあればハブスブルク帝国内の反帝国勢力を利 ギリスは、必要とあればハブスブルク帝国内の反帝国勢力を利 が、とくにこれらの交渉に異なる。 クが軍の組織化にあたるためロシアに向かったとき、かれの渡 オリスは、必要とあればハブスブルク帝国内の反帝国勢力を利 といるとでいたといえる。

- 独立運動の「承認

ガリー側の単独講和の意思は確認できなかった。またロシアのガリー側の単独講和の意思は確認できなかった。またロシアの(Philip Kerr)のスイス派遣においても、オーストリア=ハンイスでおこなわれたメンズドルフ (Albert Mensdorff) とスマイスでおこなわれたメンズドルフ (Albert Mensdorff) とスマイスでおこなわれたメンズドルフ (Albert Mensdorff) とスマイスでおこなわれたメンズドルフ (Albert Mensdorff) とスマイスでおこなわれたメンズドルフ (Albert Mensdorff) とスマー九一七年一二月から翌一八年四月にかけて、オーストリアー九一七年一二月から翌一八年四月にかけて、オーストリアーカー

国勢力に再び目を向けることになる。このような情勢のもとでイギリスはハプスブルク帝国内の反帝の西部戦級における攻勢で、連合国は守勢にたたされていた。戦線離脱はアメリカ軍の派遣を相殺し、三月に始まるドイツ側

伝が展開されることになった。(第) を承認し、それにそってオーストリア=ハンガリーに対する宣 トは事前に外相が目を通すことを条件に、ノースクリフの計画 立といった履行不能な約束をしないこと、宣伝用のリーフレッ した。三月五日の戦時内閣は、帝国内諸民族に対して、完全独ウ地区の非ドイツ的国家連合(Confederation)」の創設を提案 案を示したうえでノースクリフは(6)案を支持し、「中欧とド しくはそのような傾向を支持し、激励すること」であった。両 その手段として、「すべての非ドイツ人と親連合国的な人々も あるオーストリアニハンガリーの勢力をそぐというものであり、 うものであり、10案は「敵側諸国の鎖のなかで最も弱い環」で たつの選択肢を示した。匈案は分離講和の努力を継続するとい ganda in Enemy Countries)が新設された。二月二四日、同局 ルフォアにオーストリア=ハンガリーに対する方策として、ふ の局長に就任したノースクリフ (Lord Nothcliffe) 一九一八年二月、対敵宣伝局(the Department of Propa-ナ

らは、南スラヴ人とイタリアとの対立の解決に努力し、またそード(Wickham Stood)らが局員として加わっていた。かれられるシートン=ワトスン(R. W. Seton-Watson)、スティー対敵宣伝局には、帝国内の被抑圧諸民族に好意的なことで知

り込むことに成功している。 トスンはチェコ人の連絡網をとおして、宣伝文書を帝国内へ送ら非公式にではあったが、参加している。さらにシートン=ワの成果たる「被抑圧民族会議」――四月にローマで開催――にの成果たる「被抑圧民族会議」――四月にローマで開催――に

で、ここでは省略する。いずれにせよ、これらのイギリス側のたおり、で、ことでは省略する。いずれにせよ、これらのイギリス側のにおけるチェコスロヴァキア民族会議(=国民会議)を「連合国におけるチェコスロヴァキア民族会議(=国民会議)を「連合国におけるチェコスロヴァキア民族会議(=国民会議)を「連合国におけるチェコスロヴァキア民族会議(=国民会議)を「連合国における受渉過程にからの交渉の結果、イギリスはチェコスロヴァキア民族会議(=国民会議)を「連合国における受渉過程にからの説明が必要であた。ここでは省略する。いずれにせよ、これらのイギリス側のたが、ことチェコスロヴァキアに関しては、ロシアでの政しかし、ことチェコスロヴァキアに関しては、ロシアでの政しかし、ことチェコスロヴァキアに関しては、ロシアでの政しかし、ことチェコスロヴァキアに関しては、ロシアでの政

○ | □□に強い関心をいだいているという点をとらえ、それを巧の軍団に強い関心をいだいてベネシュは、イギリス側がロシアしていた。また交渉においてベネシュは、イギリス側がロシア宣言はロシアのチェコスロヴァキア軍団の使用問題と深く関連

改めて承認する手続きはしなかった。

さらに九月三日に調印された協定で、イギリス政府はそれをらず、同会議を形式のうえでは「政府」として承認しなかった。らず、同会議を形式のうえでは「政府」として承認しなかった。らず、同会議を形式のうえでは「政府」として承認しなかった。この姿勢は休戦にいたるまで変わらず、ベネシュが一○月一四この姿勢は休戦にいたるまで変わらず、ベネシュが一○月一四に臨時政府の樹立を通告した際にも、イギリス政府はチェ言」さらに九月三日の「バルフォア富簡」、八月九日の「バルフォア富一六月三日の「バルフォア富簡」、八月九日の「バルフォア富

イギリスのチェコスロヴァキア問題に対するこのような保留

Nicolson)やネイミア(L. B. Namier)らも、この時期、中欧いたいいので、でいるのでは「中欧山本の大き、イギリス政府内では帝国の版図に新たな政治的結合を創出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。たとえば、一一月の段出する必要を認める見解があらわれる。この時期、中欧の小民族がボルシェヴィズムの脅威にさらされていると感じ、前方の小民族がボルシェヴィズムの脅威にさらされているというとなる。

処理に際しての行動の自由も確保するため、

を最大限に利用しようとしていた。また、

慎重な留保も行なそれと同時に戦後

・軍事的価値をイギリスは比較的高く評価し、

そこには新たな既成事実がつくりだされていたのである。東中欧における事態はイギリスの予想を越えた速さで展開し、における「関税同盟」の創設を検討している。しかし、すでに

まとめ

事的戦略に従属させられていた。チェコスロヴァキア独立運動 したがって両者を使いわけた。またチェコスロヴァキア独立運 立させる戦略とを準備し、その時期における戦況、 ツ戦略の付属物として生れてきたのであった。イギリスはふた 戦後を見すえた東中欧構想から派生したものではなく、 在していた。しかし、イギリス政府が大戦中に採用した政策は 求するグループと、 民族の反帝国闘争を支援し、帝国を内側から弱体化させる戦略 つの戦略、すなわちオーストリアコハンガリー のうえで不可決の要素とみなし、その存続を望むグループが存 トリア=ハンガリー帝国の解体、もしくは大幅な内政改革を要 たつ東中欧政策はもつにいたらなかった。政府内には、 戦から休戦にいたる大戦の全期間にわたって、長期的な展望に 以上で試みた素描からつぎのことがいえよう。イギリスは開 単独講和によって帝国をドイツから切り離し、 オーストリアロ 帝国をヨーロッパにおける勢力均衡の回復 ハンガリーに対する政治的 帝国内の被抑圧 国際情勢に ドイツを孤 対ドイ オース

> されていたという点は、すでに指摘されている。本稿での議論されたのではなく、大戦中にその主要な問題は実質的に決定 の政治的・軍事的戦略問題と深く結びついており、この その一端にふれたように大戦中の各時期における連合国側列強 という問題は国際政治理念とかかわっていると同時に、 れていた。しかし、東中欧の諸民族の独立と連合国外交の関連(33) イルスンとレーニンのそれぞれの「民族自決」の提唱の意味を 自決」という概念が問題とされるとき、これまでの議論 ロヴァキア関係という事例で確認したといえる。 は、あらためてこの指摘が正しいことを、イギリス=チェコス リスに対しても動かしがたい既成事実を作りあげたといえる。 力のない宣言文の積み重ねにより、マサリックらの運動 係から必要となった技術的な取り決めや、 っていた。しかし、たとえば軍の使用問題や情報戦での協力関 「新外交」の起源の問題との関連で検討することに主眼 東中欧の諸問題が一九一九年のパリ平和会議ではじめて討議 ひとつひとつは拘束 また、 が 側面 ここで はイギ

要があろう。第一次世界大戦後のチェコスロヴァキア外交を考すなわち英仏関係という文脈でこのテーマを今後再整理する必に対する政策が重要であった。フランスの東中欧政策を含めて、とならんで、場合によってはそれ以上に、フランスの東中欧運動のおかれていた国際環境を考察の対象とするとき、イギリ

ほとんどふれることができなかった。チェコスロヴァキア独立

本稿ではマサリックらの運動とフランスとの関係については

らの個別の研究が今後さらに必要であるといえよう。

察する場合、この英仏関係はきわめて大きな意味をもつからで

- 義と国際政治』第二七号、一九八三年。 ――T・G・マサリックの主張をめぐって――」『共産主号、一九七八年。同「チェコスロヴァキア独立運動の理念ト・ベネシュの活動をめぐって――」『東欧 史研究』第一(1) 拙稿「チェコスロヴァキア独立運動――エドヴァル
- ―二四ページ。
- 3 ment, Foreign Office and Austria-Hungary, 1914-1918" the First World War (London, 1962). 政府文書に依拠す 囲に利用可能であるという点にある。 文書に依拠するつぎの研究の該当箇所が参考になる Ka-フランスの大戦中の東欧政策については、フランスの外交 Monarchy and British Policy 1914-1918 (London, 1978). 1976). Wilfried Fest, Peace or Partition: The Habsburg Origins of the New Europe: 1914-1918 (Cambridge, V. H. Rothwell, British War Aims and Peace Diplomacy The Slavonic and East European Review (XLVIII, 1969). るものとしてはつぎがあげられる。H. Hanak, "Govern H. Hanak, Great Britain and Austria-Hungary During て、 (Oxford, 1971). そのおもな理由は、イギリスの政府文書が比較的広範 公文書公開以前のものとしては、つぎが重要である。 Kenneth J. Calder, Britain and the 本稿のテーマについ

lervo Hovi, Cordon Sanitaire or Barriere de l'Est' The Emergence of the New French Eastern European Alliance Policy 1917—1919 (Turku, 1975). またアメリカの政策については、本稿では取りあげないが、それについてはつぎが詳しい。Victor S. Mamatey,The United Sates and East Central Europe: 1914—1918. (Princeton; 1957).

- The Times, 10 Nov. 1914.
- Ibid., 31 Aug. 1914
- Rothwell, op. cit., pp. 30-31, p.

 $\begin{array}{c} 6 & \overline{5} & \overline{4} \end{array}$

- op. cit., pp. 93—95. Fest, op. cit., pp. 40—41.
- (∞) Calder, op. cit., pp. 49—50
- (๑) Calder, op. cit., pp. 50—78
- (2) Fest, op. cit, pp. 12-21

11

United States (以下では FRUS とする), 1917, The World

Papers Relating to the Foreign Relations

q

War, Supplement I, p. 8.

(12) ホヴィの見解によればフランスは「チェコ人、スロヴィキア人の独立という目標を」認めていたという。Hovi, op. cit., p. 43. また「チェコニスロヴァキア」の挿入は、ベネシュの要請を受け入れたフランス 外務省のベルテロベネシュの要請を受け入れたフランス 外務省のベルテロんだ結果による。Fest, op. cit., p. 40. また、カルダーはんだ結果による。Fest, op. cit., p. 40. また、カルダーはんだがより、これが、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーは、カルダーのでは、カルダーは、カルダーのでは、カルダーは、カルダーのでは、カルダーのでは、カルダーは、カルダーが、カルダ

る。Calder, op. cit., p. 106.

- いた。Ibid. p. 14.
- (4) Rothwell, op. cit., pp. 79—80.
- (5) Ibid., pp. 81—82. Calder, op. cit., p. 114. Fest, op. cit., pp. 51—57.
- (7) Ibid yo 32 324 College of all and Ibid., pp. 64-76. .
- (二) Ibid., pp. 232—234. Calder, op. cit., pp. 140—141.
- (\(\mathbb{\omega}\)) Ibid., p. 141.
- (2) FRUS, 1918, the World War, Supplement I, vol.1, p. 9.
- (A) Calder, op. cit., p. 133.
- Rothwell, op. cit., pp. 160—165. Calder, op. cit., pp.
 122—127. Fest, op. cit., pp. 171—177.
- (A) Rothwell, op. cit., pp. 168—171. Calder, op. cit., pp. 125—127. Fest., op. cit., pp. 202—207.

 (A) Calder, op. cit., pp. 176—179.

- (5) Ibid., p. 179
- (%) Ibid., pp. 180—181.
- (27) Fest, op. cit., p. 230.
- ハンガリーの解体を意味するとしても、この問題の最終的(29) たとえばセシルは、イギリスの承認がオーストリア=四三ページ。

な解決についてイギリスは手を縛られていない、と考えて

(3) Ibid., p. 257.

ンた。Fest, op. cit., p. 241.

Ibid., pp. 257-258.

31

- 国の崩壊」『岩波講座世界歴史24、現代1』(一九七〇年)(32) とりあえず、矢田俊隆「オーストリア=ハンガリー帝
- (33) Arno J. Mayer Political Origins of the New Diplomacy 1917—1918 (New York, 1970) pp. 381—382. 邦訳は、A・J・メイア、斎藤、木畑訳『ウイルソン対レーニンー新外交の政治的起源、一九一七—一九一八年——』(岩の現代選書、一九八三年)Ⅱ、二三十—二三二ページ。

(一橋大学助手)